

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

(商号又は名称) au アセットマネジメント株式会社
(代表者) 代表取締役社長 竹井 雅人

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

a. 資本金の額

2021年11月30日現在

資本金の額	10億円
発行可能株式総数	800,000株
発行済株式総数	80,000株

過去 5 年間における資本金の額の増減

2018年 2 月	資本金 10億円に増資
-----------	-------------

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 新ファンド設定会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を新ファンド設定会議において審議します。

ロ. 資産運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。資産運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ハ. 運用会議

資産運用部長が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、ファンドの運用実績およびリスクとリターンの状況等の報告、ファンド運用に係る基本方針について検討します。

ニ. リスク管理会議

内部管理統括部長が議長となり、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行い、必要事項を審議します。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める金融商品仲介業務、「確定拠出年金法」に定める確定拠出年金運営管理業務等を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は、2021年11月30日現在、次の通りです。但し、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	6	44,522
合計	6	44,522

3. 委託会社等の経理状況

- ① 委託会社である au アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）及び同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しています。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- ② 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- ③ 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第4事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人による監査を受けております。また、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第5期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）に係る中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

		前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部			
流動資産			
前払費用		7,256	9,104
未収入金	* 2	82,025	266,291
未収委託者報酬		269	163,147
未収収益	* 2	—	259,297
立替金		81	67
短期貸付金	* 2	360,693	418,486
未収還付法人税等		—	178
流動資産合計		450,326	1,116,573
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	* 1	13,099	21,307
器具備品	* 1	10,130	8,144
有形固定資産合計		23,229	29,452
無形固定資産			
ソフトウェア		241,164	203,810
ソフトウェア仮勘定		250,972	3,960
無形固定資産合計		492,136	207,770
投資その他の資産			
投資有価証券		38,362	33,695
関係会社株式		200,000	200,000
敷金		—	57,722
長期差入保証金		32,768	54,300
長期前払費用		21,451	15,158
投資その他の資産合計		292,581	360,875
固定資産合計		807,947	598,097
資産合計		1,258,273	1,714,671

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	230,365	251,714
未払費用	* 2 8,600	270,590
未払法人税等	8,825	8,830
その他の預り金	642	487
賞与引当金	9,665	6,697
短期借入金	—	300,000
未払消費税等	—	106,166
前受収益	—	21,476
流動負債合計	258,098	965,963
固定負債		
繰延税金負債	—	1,131
資産除去債務	—	11,184
固定負債合計	—	12,316
負債合計	258,098	978,279
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	1,000,000	1,000,000
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金	△ 998,187	△ 1,266,171
繰越利益剰余金	△ 998,187	△ 1,266,171
利益剰余金合計	△ 998,187	△ 1,266,171
株主資本計	1,001,812	733,828
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 1,638	2,563
評価・換算差額等合計	△ 1,638	2,563
純資産合計	1,000,174	736,392
負債・純資産合計	1,258,273	1,714,671

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2019年4月1日	至 2020年3月31日	自 2020年4月1日	至 2021年3月31日
営業収益				
委託者報酬		3,547		160,858
金融商品仲介手数料		6,963		1,417
確定拠出年金事業収入		28,131		23,453
保険事業収入	*2	59,790		1,395,052
システム貸付収入		—		14,572
コンサルティング収入		176,072		12,350
その他営業収入		13,749		12,981
		営業収益計		1,620,684
営業費用				
支払保険料		—		667,626
支払手数料		2,085		101,127
広告宣伝費		40,295		12,243
調査費		3,001		6,119
委託調査費		2,268		1,900
委託計算費		21,451		22,818
営業雑経費		332,055		295,373
通信費		7,533		5,988
印刷費		2,712		9,164
協会費		361		715
業務委託費		185,419		171,661
情報機器関連費		113,396		74,861
その他営業雑経費		22,631		32,983
		営業費用計		1,107,209
一般管理費				
給料		235,273		223,129
役員報酬		29,764		33,371
給料・手当		191,898		174,617
賞与		13,610		15,140
福利費		17,081		17,428
退職給付費用		986		971
交際費		105		23
旅費交通費		4,985		3,822
租税公課		11,506		13,685

不動産賃借料		35,373	36,188
福利厚生費		127	120
保険料		11	1
固定資産減価償却費	* 1	70,936	79,471
利息費用		—	123
諸経費		15,917	11,207
一般管理費計		392,306	386,173
営業利益		△ 505,210	127,301
営業外収益			
受取利息	* 2	952	439
投資有価証券売却益		—	1,168
為替差益		0	—
雑収入		145	189
営業外収益計		1,098	1,796
営業外費用			
支払利息		—	645
為替差損		—	22
雑損失		—	7
営業外費用計		—	675
経常利益		△ 504,111	128,423
特別損失			
減損損失	* 3	—	305,457
業務委託契約解約損		—	90,000
特別損失計		—	395,457
税引前当期純損失 (△)		△ 504,111	△ 267,033
法人税、住民税及び事業税		3,107	950
当期純損失 (△)		△ 507,219	△ 267,983

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 490,967	△ 490,967	1,509,032
当期変動額						
当期純損失 (△)	-	-	-	△ 507,219	△ 507,219	△ 507,219
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 507,219	△ 507,219	△ 507,219
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 998,187	△ 998,187	1,001,812

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 503	△ 503	1,508,528
当期変動額			
当期純損失 (△)	-	-	△ 507,219
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△ 1,134	△ 1,134	△ 1,134
当期変動額合計	△ 1,134	△ 1,134	△ 508,353
当期末残高	△ 1,638	△ 1,638	1,000,174

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 998,187	△ 998,187	1,001,812
当期変動額						
当期純損失（△）	—	—	—	△ 267,983	△ 267,983	△ 267,983
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	△ 267,983	△ 267,983	△ 267,983
当期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,266,171	△ 1,266,171	733,828

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 1,638	△ 1,638	1,000,174
当期変動額			
当期純損失（△）	—	—	△ 267,983
株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額）	4,201	4,201	4,201
当期変動額合計	4,201	4,201	△ 263,782
当期末残高	2,563	2,563	736,392

(注記事項)

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
時価のあるもの 当事業年度末の決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 定額法により償却しております。
なお、主な耐用年数は次の通りです。
建物附属設備 10～17年
工具器具備品 4～10年
- (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期間に基づく支給見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

1. 関係会社株式の評価

- (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額
関係会社株式 200,000 千円 (au フィナンシャルパートナー株式会社への出資)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式のうち時価を把握することが極めて困難と認められる株式が、株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として計上します。

当社の子会社である au フィナンシャルパートナー株式会社において、将来の不確実な経済条件の

変更などにより、見積りの前提条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度において評価差額計上が必要となる場合があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」(IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic 606) を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic 606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」

(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)

- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」

(企業会計基準第 9 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)

- ・「金融商品に関する会計基準」

(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)

- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

(表示方法の変更に関する注記)

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物附属設備	1,721	4,573
工具器具備品	4,324	6,535

* 2 関係会社項目

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
未収入金	－	261,018
未収収益	－	259,297
短期貸付金	360,693	418,486
未払費用	－	90,000

(損益計算書関係)

* 1 減価償却実施額

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有形固定資産	3,141	5,063
無形固定資産	61,502	68,114

* 2 関係会社項目

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
保険事業収入	－	1,395,052
受取利息	952	439

* 3 減損損失に関する事項

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社は当事業年度において、以下の通り減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	その他
本社	新規事業開始に伴う システム開発費	ソフトウェア仮勘定	事業取りやめに伴う損失計上

予定しておりました新規事業開始の取りやめに伴い、同事業に係るシステム開発費用全額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、ソフトウェア仮勘定 305,457 千円です。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	—	—	80,000

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	80,000	—	—	80,000

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度 (2020年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っております。資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っております。短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っております。

②市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的に時価を算出し、評価損益を把握しております。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度の決算日（2020年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)未収委託者報酬	269	269	—
(2)未収入金	82,025	82,025	—
(3)短期貸付金	360,693	360,693	—
(4)前払費用	7,256	7,256	—
(5)投資有価証券	38,362	38,362	—
(6)未払金	230,365	230,365	—
(7)未払費用	8,600	8,600	—
(8)未払法人税等	8,825	8,825	—
(9)その他の預り金	642	642	—

(注)

1 金融商品の時価の算定方法

- (1) 未収委託者報酬、(2) 未収入金、(3) 短期貸付金、(4) 前払費用、
(6) 未払金 (7) 未払費用、(8) 未払法人税等、(9) その他の預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は当期の決算日における基準価額によっております。

※子会社株式（貸借対照表計上額 200 百万円）については、

時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

2 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	269	—
未収入金	82,025	—
短期貸付金	360,693	—
投資有価証券	—	38,362

当事業年度（2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、短期かつ安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性及び流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。資金運用及び資金調達については、親会社とのグループファイナンスに限定しています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬については、その源泉である預り純資産の管理を信託銀行に委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、当該営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えています。

投資有価証券については、自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものです。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、ファンド・オブ・ファンズ形式での分散投資を行っており、リスク低減を図っています。短期貸付金は、全て親会社に対する金銭債権であり、貸付先の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握及び低減を図っています。

②市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

当社は、投資有価証券の為替変動や価格変動に係るリスクに対し、原則として、ヘッジ取引を行っておりません。また、定期的の時価を算出し、評価損益を把握しています。

③流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理する方針としています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の決算日（2021年3月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)未収委託者報酬	163,147	163,147	—
(2)未収入金	266,291	266,291	—
(3)短期貸付金	418,486	418,486	—
(4)投資有価証券	33,695	33,695	—
資産計	881,620	881,620	—
(5)未払金	251,714	251,714	—
(6)短期借入金	300,000	300,000	—
(7)その他の預り金	487	487	—
負債計	552,202	552,202	—

(注)

1 金融商品の時価の算定方法

- (1) 未収委託者報酬、(2) 未収入金、(3) 短期貸付金、
(5) 未払金、(6) 短期借入金、(7) その他の預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は当期の決算日における基準価額によっております。

※関係会社株式（貸借対照表計上額 200 百万円）については、

時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

2 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
未収委託者報酬	163,147	—
未収入金	266,291	—
短期貸付金	418,486	—

3 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超
短期借入金	300,000	—

(有価証券関係)

前事業年度 (2020年3月31日)

1. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	投資信託 受益証券	38,362	40,000	△ 1,638

当事業年度 (2021年3月31日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式 (貸借対照表計上額 200,000千円) は市場価格がなく、
時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託 受益証券	30,000	33,695	3,695

3. 売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	11,168	1,168	—

4. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の欠損金 (注) 2	296,608	299,237
賞与引当金	2,959	2,050
未払費用	410	80,517
未払事業税	1,750	2,413
一括償却資産	1,517	486
投資有価証券	501	—
資産除去債務	—	635
その他	995	688
繰延税金資産小計	304,744	386,029
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△ 296,608	△ 299,237
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 8,135	△ 86,791
評価性引当金小計 (注) 1	△ 304,744	△ 386,029
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
投資有価証券	—	1,131
繰延税金負債合計	—	1,131
繰延税金負債の純額	—	1,131

(注) 1 評価性引当金の主な変動理由

税務上の欠損金 299,237 千円

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年	2年	3年	4年	5年	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 ※2	—	—	—	—	—	299,237	299,237
評価性引当金	—	—	—	—	—	△ 299,237	△ 299,237
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

※2 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との

差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2020年3月31日）

税引前純損失を計上しているため注記を省略しております。

当事業年度（2021年3月31日）

税引前純損失を計上しているため注記を省略しております。

（確定拠出制度に基づく退職給付に関する注記）

1. 確定拠出制度の概要

当社では、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
退職給付費用	986	971

3. その他の事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	セグメント名
KDDI 株式会社	139,981 千円	投資・金融サービス業
KDDI フィナンシャルサービス株式会社	30,105 千円	投資・金融サービス業
au カブコム証券株式会社	23,647 千円	投資・金融サービス業

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

	外部顧客への売上高
投資信託委託業	160,858 千円
確定拠出年金事業	8,201 千円
その他	603 千円
合計	169,663 千円

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	内容	売上高	関連するセグメント名
KDDI 株式会社	保険契約代行業務収入等	1,406,793 千円	投資・金融サービス業
au フィナンシャル パートナー株式会社	システム貸付収入等	15,772 千円	投資・金融サービス業
au フィナンシャル ホールディングス株式会社	コンサルティング収入等	12,106 千円	投資・金融サービス業
au カブコム証券株式会社	確定拠出年金事業収入等	10,061 千円	投資・金融サービス業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

報告セグメントが単一のため、記載しておりません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (消費税等含まず)	科目	期末残高 (消費税等含む)
親会社	KDDI 株式会社	東京都千代田区 飯田橋3丁目 10番10号	被所有 間接 66.6%	保険事業 コンサル等	139,981	未収入金	32,205
				資金の貸付 (注1)	△ 816,396	短期 貸付金	360,693
				利息の受取 (注1)	952		
				営業費用 (注1)	177,633	未払金	3,351
親会社	au フィナンシャル ホールディングス 株式会社	東京都中央区 日本橋1丁目 19番1号	被所有 直接 66.6%	退職給付 コンサル等	16,490	未収入金	5,203
				営業費用 (注1)	1,764	未払金	418

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(消費税等含まず)	科目	期末残高(消費税等含む)
子会社	a u フィナンシャル パートナー 株式会社	東京都千代田区 丸の内2丁目 2番1号	所有 直接 50.0%	保険 システム 貸与等	6,950	未収入金	1,430
				営業費用 (注1)	112	未払金	-

兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(消費税等含まず)	科目	期末残高(消費税等含む)
その他の 関係会社	大和証券 株式会社	東京都千代田区 丸の内1丁目 9番1号	-	事務 手数料 収入他	9,655	未収入金	592
				営業費用 (注1)	50,722	未払金	122
その他の 関係会社	大和証券 投資信託委託 株式会社	東京都千代田区 丸の内1丁目 9番1号	-	出向料の 支払	7,509	-	-
その他の 関係会社	株式会社 大和総研 ビジネス・ イノベーション	東京都江東区 永代1丁目 14番5号	-	出向料の 支払	21,300	未払金	165,000
				システム 開発 (注1)	150,000		
				営業費用 (注1)	14,270		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉による合意の上で決定しております
- 2 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に係る注記

- ・ KDDI 株式会社 (東京証券取引所市場第一部)
- ・ au フィナンシャルホールディングス 株式会社 (非上場)

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(消費税等含まず)	科目	期末残高(消費税等含む)
親会社	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号	被所有 間接 66.6%	保険契約 代行業務等 (注1)	1,406,353	未収入金	261,018
						未収収益	259,297
				資金の貸付 (注1)	57,353	短期貸付金	418,486
				利息の受取 (注1)	439	—	—
				営業費用 (注1)	136,810	未払金	6,095

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(消費税等含まず)	科目	期末残高(消費税等含む)
子会社	au フィナンシャル パートナー 株式会社	東京都千代田区六番町6番4号	所有 直接 50.0%	保険 システム 貸与等 (注1)	15,772	未収入金	1,529

(3) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	本店所在地	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (消費税等 含まず)	科目	期末残高 (消費税等 含む)
その他の 関係会社	大和証券 株式会社	東京都 千代田区 丸の内1丁目 9番1号	-	事務手数料 収入他(注1)	4,857	未収入金	1,691
				営業費用 (注1)	46,038	未払金	224
その他の 関係会社	株式会社 大和総研 ビジネス・ イノベーション	東京都 江東区 永代1丁目 14番5号	-	営業費用 (注1)	55,433	未払金	11,550
				業務委託 契約解約損(注 1)	90,000	未払費用	90,000
兄弟 会社	au 損害保険 株式会社	東京都港区 虎ノ門 1丁目 17番1号	-	保証金の 差入(注1)	54,300	差入 保証金	54,300
				営業費用 (注1)	667,626	未払金	100,608
						未払費用	171,936
兄弟 会社	au ペイメント 株式会社	東京都港区 港南二丁目 16番1号	-	資金の借入 (注1)	300,000	短期 借入金	300,000
				利息の支払 (注1)	645		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 価格その他の取引条件は、市場情勢を勘案して当社が希望価格を提示し、
価格交渉による合意の上で決定しております
- 2 取引金額には消費税等を含めておりません。
期末残高には消費税等を含めております。

2. 親会社に係る注記

- ・ KDDI 株式会社 (東京証券取引所市場第一部)
- ・ au フィナンシャルホールディングス 株式会社 (非上場)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	12,502円18銭	9,204円90銭
1株当たり当期純損失(△)	△6,340円24銭	△3,349円80銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、

1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失(△)千円	△ 507,219	△ 267,983
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純損失(△)千円	△ 507,219	△ 267,983
普通株式の期中平均株式数(株)	80,000	80,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
未収委託者報酬		247,704
立替金		74
未収入金		267,737
短期貸付金		390,301
前払費用		12,096
未収収益		259,582
流動資産合計		1,177,496
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 1	20,834
工具器具備品	* 1	7,959
有形固定資産合計		28,794
無形固定資産		
ソフトウェア		170,706
ソフトウェア仮勘定		3,960
無形固定資産合計		174,666
投資その他の資産		
投資有価証券		34,485
関係会社株式		200,000
敷金		57,622
長期前払費用		12,012
長期差入保証金		54,300
投資その他の資産合計		358,419
固定資産合計		561,879
資産合計		1,739,376

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (2021年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		371,021
未払費用		175,663
未払法人税等		5,725
預り金		758
賞与引当金		7,680
短期借入金		200,000
未払消費税等	* 2	97,677
前受収益		19,292
流動負債合計		877,818
固定負債		
繰延税金負債		1,373
資産除去債務		11,205
固定負債合計		12,578
負債合計		890,397
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		1,000,000
資本剰余金合計		1,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		△ 1,154,133
繰越利益剰余金		△ 1,154,133
利益剰余金合計		△ 1,154,133
株主資本合計		845,866
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		3,111
評価・換算差額等合計		3,111
純資産合計		848,978
負債純資産合計		1,739,376

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間	
		(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
営業収益			
	委託者報酬		257,044
	金融商品仲介手数料		151
	確定拠出年金事業収入		12,194
	保険契約等代行業務収入		377,791
	システム貸付収入		7,740
	その他営業収入		11,091
	営業収益計		666,013
営業費用			353,331
一般管理費	* 1		200,292
営業利益			112,389
	営業外収益		
	受取利息		274
	雑収入		48
	為替差益		0
	営業外収益計		323
	営業外費用		
	支払利息		199
	営業外費用計		199
経常利益			112,513
税引前中間純利益			112,513
	法人税、住民税及び事業税		475
中間純利益			112,038

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計
当期首残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,266,171	△ 1,266,171
当中間期変動額					
中間純利益	—	—	—	112,038	112,038
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	—	112,038	112,038
当中間期末残高	1,000,000	1,000,000	1,000,000	△ 1,154,133	△ 1,154,133

	株主資本	評価・換算差額等		純資産 合 計
	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合 計	
当期首残高	733,828	2,563	2,563	736,392
当中間期変動額				
中間純利益	112,038	—	—	112,038
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	—	548	548	548
当中間期変動額合計	112,038	548	548	112,586
当中間期末残高	845,866	3,111	3,111	848,978

(注記事項)

(重要な会計方針)

2. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの 当中間会計期末の中間決算日の市場価格等に基づく時
価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法により償却しています。

なお、主な耐用年数は次の通りです。

建物附属設備 10～17年

工具器具備品 4～10年

(2) 無形固定資産 定額法により償却しています。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利
用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給対象期
間に基づく支給見込額のうち当中間会計期間負担分を
計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

委託者報酬は投資信託の信託約款に基づきファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成等の履行義務を負っており、日々の運用ファンドの純資産総額に各報酬率を乗じて算出されます。当該履行義務は運用期間において日々充足されると判断し、運用期間に渡り収益として認識しております。

保険契約等代行業務収入は委託業務契約に基づき、保険契約代行業務(契約締結・履行及び維持・管理)及び付随するコンサルティング業務の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。保険契約代行業務の履行義務のうち、損害保険契約を締結、履行する義務については、契約

を締結した時点で履行義務が充足されると判断し、契約締結により収益を認識しております。なお、当該履行義務については、当社が代理人に該当するため、当社が受け取る額から損害保険会社に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。また、損害保険契約を締結、履行する義務以外の履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

金融商品仲介手数料は有価証券売買の媒介等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は媒介に伴い顧客を獲得した時点で充足されると判断し、月次で収益を認識しております。

確定拠出年金事業収入は委託業務契約に基づき、企業型確定拠出年金に係る運営管理業務、個人型確定拠出年金受付金融機関事務代行業務等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

システム貸付収入はシステム利用契約に基づき、システム貸付及び付随サポート等の履行義務を負っており、対象取引先との契約で定められた内容に基づき算出されます。当該履行義務は契約期間において日々充足されると判断し、契約期間に渡り収益として認識しております。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によって処理しています。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、損害保険契約を締結、履行する義務について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当社が代理人に該当するため、当社が受け取る額から損害保険会社に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第 84 条ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計基準の適用が中間財務諸表の利益剰余金の当期首残高に及ぼす影響はありません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当中間会計期間の中間損益計算書は、保険契約等代行業務収入が 1,042,175 千円減少し、一般管理費が 1,042,175 千円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基

準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当期の中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額 (単位：千円)

	当中間会計期間末 (2021年9月30日)
建物附属設備	5,352
工具器具備品	7,683

* 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

* 1 減価償却実施額 (単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
有形固定資産	1,601
無形固定資産	35,828

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当中間会計期間末株式数
普通株式	80,000	—	—	80,000

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末 (2021年9月30日)

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、「未収委託者報酬」、「未収入金」、「短期貸付金」、「未収収益」、「未払金」、「未払費用」及び「短期借入金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 その他有価証券	34,485	34,485	—
資産計	34,485	34,485	—

金融商品の時価算定方法

資産

(注1)「投資有価証券」

これらは投資信託であり、時価は当期の中間決算日における基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等

関係会社株式 (中間貸借対照表計上額 200,000 千円) については、市場価格のない株式等に該当するため、上表には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。なお、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号) 附則第3条第6項により、経過的な取扱いに従って、投資信託については、中間財務諸表等規則第5条の3の2において準用する財務諸表等規則第8条の6の2第3号に掲げる事項の記載を省略しております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券並びに金銭債務の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内 (*1)	1年超 (*1)
未収委託者報酬	247,704	—
未収入金	267,737	—
短期貸付金	390,301	—
未払金	(371,021)	—
短期借入金	(200,000)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末 (2021 年 9 月 30 日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式 (中間貸借対照表計上額 200,000 千円) は市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	30,000	34,485	4,485

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当中間会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	投資・金融サービス業	
委託者報酬	257,044	257,044
金融商品仲介手数料	151	151
確定拠出年金事業収入	12,194	12,194
保険契約等代行業務収入	377,791	377,791
システム貸付収入	7,740	7,740
その他営業収入	11,091	11,091
顧客との契約から生じる収益	666,013	666,013
外部顧客への売上高	259,287	259,287

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当社の事業区分は「投資・金融サービス業」として単一であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	外部顧客への売上高（千円）
委託者報酬	257,044
確定拠出年金事業収入	2,243
合計	259,287

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	内容	売上高 (千円)	関連 セグメント名
KDDI 株式会社	保険契約代行業務収入等	389,722	投資・ 金融サービス業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	10,612 円 23 銭
1 株当たり中間純利益	1,400 円 48 銭

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、1 株当たり当中間純利益であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間
	(自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)
中間純利益 (千円)	112,038
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	112,038
普通株式の期中平均株式数 (株)	80,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません

公開日 2021 年 12 月 22 日

作成基準日 2021 年 12 月 3 日

本店所在地 東京都千代田区西神田三丁目 2 番 1 号
お問い合わせ先 経営管理部

独立監査人の監査報告書

2021年6月18日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

auアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日をもって終了した事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2020年6月3日付けで無限定適正意見を表明している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月3日

auアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているauアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、auアセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。